

# 障害者活躍推進計画

令和2年7月

南那須地区広域行政事務組合

## 南那須地区広域行政事務組合における障害者活躍推進計画

令和2年7月1日

南那須地区広域行政事務組合長

南那須地区広域行政事務組合における障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の2第1項及び第7条の3の規定に基づき国が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」を踏まえ、障がいのある職員が特性や個性に応じて能力を発揮し、職場に定着して働き続けることができるための取組を策定したものである。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和2年7月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。  
ただし、必要に応じて見直しを行うこととする。

### 2 南那須地区広域行政事務組合における障がい者雇用に関する課題

南那須地区広域行政事務組合において、平成28年度に障がい者である職員の退職により、障がい者雇用率が未達成となった。このため、平成29年度より障害者採用計画を作成し、障がい者の職員募集を行っているが、障がい者雇用率が未達成のままとなっている。

### 3 障がい者の活躍の推進に向けた目標

- (1) 採用に関する目標  
各年度の雇用率を当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目指す。
- (2) 定着に関する目標  
不本意な離職者を極力生じさせない。

### 4 障がい者の活躍の推進の目標を達成するための取組

- (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備
  - ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
  - イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務課総務係に設置し、庁舎内掲示等により周知する。
- (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出
  - ア 現に勤務する障がい者、今後採用する障がい者、中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員をいう。）より従来の業務遂行が困難になった場

合は、本人の意向を踏まえて、個々の障がいの状況を把握し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、年2回実施（5月、2月）の人事評価面談の際に、障がい者である職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集、採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。

- ① 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。
- ② 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ⑤ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

(4) その他

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。